

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、平成〇年〇月〇日からは会社C営業所（以下「事業場」という。）に配属され、倉庫内作業員として就労していた。

請求人によれば、事業場に配属以降、重量物である反物のピッキング及び棚戻し作業等に従事していたところ、同年〇月〇日には、約40～80kgあるデニム生地合計52反を短時間のうちに高い棚から手で担ぐ出荷作業を行うこととなり、その後、両腕及び両手首の激痛が増していったという。

請求人は、同年〇月〇日、D病院に受診し、「両上腕骨上顆炎、両手関節腱鞘炎」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

請求人は、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして、療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発症した本件傷病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

### 第3 原処分庁の意見

(略)

### 第4 争点

本件の争点は、請求人に発症した本件傷病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 事実の認定及び判断

#### 1 当審査会の事実の認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、重量物であるデニム生地反物を反復して持ち上げる等の作業を繰り返したことにより本件傷病を発症したと主張しているため、以下検討する。

(2) ところで、上肢作業に係る業務起因性の判断に関しては、労働省（厚生労働省）労働基準局長が「上肢作業に基づく疾病の業務上外の認定基準等について」（平成9年2月3日付け基発第65号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としても、その取扱いを妥当なものとするので、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人は、事業場に異動してきた平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの間（以下「作業従事期間」という。）において、主にE会社のカット反を棚から引き出すピッキング作業とカットした反物を棚に戻す棚戻し作業等を行っていたことから、決定書理由に説示するとおり、当審査会としても、請求人が従事していた作業は、「上肢の反復動作の多い作業」に該当すると判断する。もっとも、その作業従事期間は約2か月間であり、認定基準に定める「相当期間」（原則として6か月程度以上をいう。）には満たない。ただし、認定基準において「腱鞘炎等については、6か月に満たない場合でも短期間のうちに集中的に過度の負担がかかった場合には、発病することがある」とされていることから、当審査会では、請求人の従事した作業が「短期間のうちに集中的に過度の負担がかかった場合」に該当するか否かについて、認定基準第3の3「過重な業務の判断について」により検討すると、以下のとおりである。

ア 「他律的かつ過度な作業ペース」について

請求人の作業ペースについて、Fは、要旨、「請求人はいつもマイペースな作業で急ぐ動作はなかったと思う。カット反を探す時間がかかった為、多くても急ぐ感じもなかった。急ぐ様、指示したこともない。」と述べている。また、Gは、要旨、「請求人はいつも自分のペースでやっており、反物の知識がないので、作業速度を早めることはできないと思います。」と述べ、Hは、要旨、「E会社から請求人のカット反の抜き取り作業が遅いと苦情があったことから、いかに時間がかかっていたか分かる。会社としては、だんだん慣れていってくれるだろうと思っていたので、請求人に対して注意は一切していない。」と述べているところ、その他の同僚も同様の申述をしている。

以上のとおり、請求人は事業場に配置されたばかりで慣れない作業を行っていたものの、作業は請求人のペースで行われ、それに対して、会社から特段指導も行われていなかったことから、当審査会としては、請求人にとって他律的かつ過度な作業ペースであったとは認められないものと判断する。

イ 「長時間作業及び連続作業」について

作業従事期間における、請求人の時間外労働時間数についてみると、発症前1か月目は約15時間30分、発症前2か月目は約18時間30分となっているところ、請求人と同様の作業を行っているFの同期間における時間外労働時間数についてみると、それぞれ約75時間、72時間30分となっている。

この点、Fは、要旨、「請求人が出来なかった分は私がしますので、請求人にノルマとか残業とかして下さいと言ったことはない。」と述べていることから、当審査会としては、作業従事期間において請求人が長時間作業を行っていたとは認められないものと判断する。

また、Hは、要旨、「請求人のピッキング作業は、1反探すのに時間がかかるので、連続作業にはならず、上肢に負担がかかる作業とはとても思えない。」と述べ、Iは、要旨、「請求人が、E会社の作業をしたのは毎日ではありませんし、1日の内でも数時間ですので、腕や手に荷重がかかったとは思いません。」と述べていることから、当審査会としては、作業従事期間において請求人が連続した作業を行っていたとは認められないものと判断する。

ウ 「過大な重量負荷及び力の発揮」について

請求人は、要旨、「平成〇年〇月〇日の午前〇時から〇時〇分までの1時間半の間に、J会社のデニム生地100m巻と50m巻の反物合計52反のピッキング作業を一人で行った。100m巻反物は約80kg、50m巻反物は約40kgであった。」と述べているものの、Fは、要旨、「私は事業場で〇年この仕事をしていますが、80kgの反物は今まで見たことがありません。」と述べ、Gは、要旨、「私が知る限り、デニム生地の100m巻反物は40kg前後だと思います。」「請求人がやっていたE会社のピッキング作業は、カット反が主なので、反物の重さ的には、正反よりは軽く、2、3kgから重いもので15kgほどだと思います。」と述べている。また、Kは、要旨、「請求人は歳もとおられるので、重量物などは持たないようにしてもらっていました。Iさんは、請求人と同じような年代ですが、Iさんはこの仕事に慣れていまして、作業してもらうときはIさんよりも請求人の方が気を付けていました。」と述べ、Lは、要旨、「請求人は倉庫に行くと、いつも軽い反物を探しながらやっているように見えました。」と述べている。

さらに、Mは、要旨、「来てすぐにたいした作業はできないので、請求人は軽作業しかやっていなかった。昭和〇年生まれの私や女性ができる作業なので、そんな重作業であるはずがない。」と述べ、Hは、要旨、「デニム反は普通の反物よりも重いのですが、80kgというのはあり得ないと思います。普段から反物を扱っていますが、請求人が言うような80kgの反物なんて見たことがありません。また、Fさんは当時から、重たいデニム反を請求人が一人でピッキングしたということはないと思うと言っていました。また、請求人は、一人で合計52反のデニム反のピッキングを1時間半で行ったと言っているようですが、GさんやFさん達に聞いたところ、この二人ならば急げばできると思うが、請求人ができるとは到底思えないと言っていた。請求人が52反全て一人で行うのは物理的に無理だと思います。」と述べている。

以上のとおり、同僚労働者等の申述から、デニム反の重量が100m巻のもので80kg程度あったとする請求人の主張は認めることはできず、また、平成〇年〇月〇日に1時間半の間に52反の作業を行ったとする請求人の主張についても、同僚労働者等の申述並びに上記ア及びイの請求人の作業態様から鑑みると認めることは困難である。さらに、請求人はピッキング作業を

始めたばかりであり、普段から重量物を扱う作業は行っていなかったとする会社関係者の申述も併せ鑑みるに、請求人が行っていた作業について、過大な重量負荷及び力の発揮を要するものであったとは認められないと判断する。

(4) 以上のことから、請求人の従事した作業は、認定基準に定める「短時間のうちに集中的に過度の負担がかかった場合」には該当しないものと判断する。

(5) 次に、医師の所見についてみるに、N医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「本件傷病の発生機序は重量物（請求人は反物と言っている）を頻回に持ち上げ繰り返した（前腕伸筋群の酷使）ものであり、他の上肢に負荷のかかることがなければ、本作業が主因と考える。」と述べている。

一方、O医師は平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「上肢の筋力や作業の扱い方には個人差があり、業務と発症までの経過から明確な医学的妥当性を断定することは困難であり、不明とせざるを得ない。」「請求人の今回の上肢障害は労災認定の3要件全てを満たしていないと判断されるので、本事例を労働災害とするのは不適切である。」と述べている。また、同医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「請求人は作業を離れて1年以上も経った現在でも治ゆしていないとしている。長期にわたる休業後も症状が持続していることは今回の症状の発症と業務との関連性が少ないことを示すものであり、今回、請求人に発症した本件傷病については、業務以外の日常生活要因や個体要因による脆弱性の関与によると考えるのが妥当である。」と述べている。

当審査会としては、上記(3)及び(4)のとおり、請求人が従事した作業は、認定基準における上肢等に負担のかかる作業とは認められないことから、O医師の意見が妥当であるものと判断する。

(6) 以上を総合すると、請求人に発症した本件傷病と業務との間に相当因果関係を認めることはできないと判断する。

(7) なお、請求人及び再審査請求代理人の主張について、改めて子細に検討したが上記判断を左右するものは見いだすことはできなかった。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。